

輪中村落の構造覚書(一)

高牧 實

Study of Structure of Wajū Villages ———

The previous research on Wajū (a community surrounded by a dike to protect it from floods), "The Irrigation Policy of Wajū Under Landlords of the Shōgunate Clans", briefly covered the process of cultivating new rice-fields by taking up Tagi Wajū of the Minō Province as example. On account of limited space the structure of Wajū villages had to be overlooked. However that subject is a necessity to any research work on the Wajū. At present there is practically no historical investigation made on that subject of Wajū villages along the lower reaches of rivers Kiso, Nagara, and Ibi. Thence, in order to investigate the structure of villages of new rice-lands under cultivation of the Wajū, I have taken up as example, the Ōmaki rice-land under cultivation in the early part of the Modern Period, and thus have endeavored to contribute to the study of Wajū villages.

はじめに

先稿の「幕藩領主の治水政策と輪中⁽¹⁾」において、美濃の多芸輪中を事例として輪中について検討を加え、新田開発の経緯も概述したが、紙幅の都合上、輪中村落の構造については取りあげなかった。輪中の究明には、輪中村落の構造について検討しなければならないことはいうまでもない。しかし、木曾三川下流の輪中村落の史的究明は、今までのところ進んでいるとはいえない。そこで、小稿では、近世初期に開発された大牧新田を取りあげ、輪中地域の輪中村落の構造を検討し、輪中村落究明のための一作業を行なってみたい。

一

明暦二年、尾張藩附庸竹腰山城守の給地である安八郡大牧の地の開発を鬼頭吉兵衛(景義、空雲)が願ひ出て許可された。大牧は、太閤検地では一八石八九五合の村高を打ち出されていた村であったが、その後の洪水と河道の移動によって、わずかに北野の地が残り、殆どは揖斐川右岸の遊水池、草場となっていた所であった。この草場は、揖斐川左岸の今尾、土倉、脇野の村々、大牧、さらに名古屋の商人河内屋、土佐屋が入って用益していた。今尾、土倉などの農民がこの草場の開拓を企てたが、上流の福東輪中地域の村々(幕府領)が、大樽川の水行障害、ひいては村々の悪水排除の障害をもたらすものとして反対し、美濃幕府領の郡代岡田将監善政も反対したので、開拓に取りかかるともできなかつた。ところが、吉兵衛は、岡田善政や福東輪中地域の村々の了解を取りつけ、領主に次のような定書

請書⁽²⁾を提出して開拓に乗り出したのである。

大牧村野方御新田御定被仰付事

一堤垸出来仕候年より五年は、前々御定之草野御年貢ニ御納所指上ケ可申候、其後五年ハ拾町百石ニ付免四つ三分宛上納可仕候、以上宛之年数は拾年ニ御座候、其後は御見立次第ニ御納所可仕御事

一右草野御年貢御納所指上ケ申五年之内ニ、堤切破損參候は、此方より築立可申候間、其年之立毛御座候は、御見立御年貢被為仰付、宛之年數ハ先へ御送り被仰付可被下候御事

一御免相四つ三分宛ニ上納仕^ル年之内ニ、堤切破損出来仕候は、立毛御年貢之義は、右同前ニ被仰付可被下候御事

一堤外之野之分、不残被為仰付候ニ付^而、草野御年貢之儀は、御定之通御検地次第ニ指上可申候、古新田之分は如前々御見立御納所可被仰付候御事

一右大牧御新田野之分不残被仰付候上ハ、御定之御年貢は年々御勘定次第指上ケ可申候、御請状仍^而如件、

明曆三年

酉ノ十一月六日

吉兵衛

兵内

奥田太郎左衛門様

中西孫右衛門様

竹腰善右衛門様

開發許可の条件、開發經過等については、先稿に述べたので詳しくは再述しないが、築堤が思うようにはかどらず、万治四年に期限延長を願ひ、漸く寛文七年に初回の検地をうけ、同十二年再度の検地をうけて開發を完了した。

大水による破堤、開發耕地の冠水、上流村々の農民による堤防破壊などが重なって、開發経費が増加し、新田内に土地を取得した者から堤入用金として資金の一部を回収したとはいえ、吉兵衛の借金は累積した。竹腰山城守からの拝借金とその利息が二三三九兩一分におよんだ。この拝借金を返済するため、吉兵衛は自分持の田地に対しては、隣接地高須藩領並の定免三つ成を嘆願して年貢負担を軽減して貰い、堤切れ、立毛不熟の年を除いて、毎年作徳米の内から二三三兩三分余を納入し、一〇か年賦で返済する、さらに、旱損、水損、風損の年には、吉兵衛の田地の畝引分を他の農民の田地で足高し、定免三つを適用してその年貢引下分の差をもって補足する、という特別の措置を講じて貰った。しかし、年々の作徳米の内から二三三兩三分余を年賦返済することも順調にはすすまず、七年間で一六三八兩余を返納したものの、七〇一兩が残り、この間、方々からの借金の穴埋めに土地を名古屋の商人などに売り渡したりもした。

天和二年、尾張藩が領内の新田を蔵入地に編入した折、吉兵衛は代官近松孫兵衛に前々通りの方法による竹腰山城守からの拝借金残金の返済を嘆願したところ、吉兵衛の田地も他の農民の田地と同様見立免とし、新田の年貢米を山城守への返済金にあてるといふ国奉行の裁定をうけ、漸く二、三年のうちすべて返済が終ったのである。⁽³⁾

大牧新田の堤のみでは破堤も多いので、明暦四年、西隣接地の釜之段草野(大垣領)の一部と古堤の開發を願って許可をうけ、万治二年には東隣接地の高柳草野の開發許可を得て、大牧の堤二五七〇間に加えて、高柳三三〇間余、釜之段七八四間、計三七〇〇間におよぶ堤を築立てた。吉兵衛が新田開發に投入した資金は、竹腰山城守からの拝借金をはるかに超える多額なものであったと思われる。

この多額な資金を要した大牧新田の開發は、吉兵衛の開田事業の一部でしかなかった。吉兵衛は、尾張藩主の命によって、二七か村、二万二千石に達する新田開發に従事し、木津用水、萱津用水等の開鑿にも従事したといふ。⁽⁴⁾ それ

表1

年 号	新 田 名	
寛永 8	尾州愛知郡中島新田	服部小十良様へ申上, 出来仕候
13	海西郡平島新田	酒井久左衛門様, 服部小十良様申上, 私自分=堤築立, 出来仕候
15	" 鶴田須新田	御奉行様方入札被為仰付, 此所私取立, 出来仕候
15	愛知郡中野内新田	酒井久左衛門様へ申上, 出来仕候
16	海東郡蟹江佐屋新田	服部小十良様, 酒井久左衛門様へ申上, 出来仕候
17	" 西福田新田	服部小十良様, 酒井久左衛門様へ申上, 出来仕候
18	愛知郡中野外新田	鈴木九左衛門様へ申上, 出来仕候
正保 2	" 杏掛新田	私取立, 出来仕候
3	" 熱田前新田	寺尾土佐守様へ申上, 出来仕候
4	海西郡竹田新田	市江輪中新田 成瀬一岳様江申上, 出来仕候, 此御新田之儀先年私引得之葭山=而, 進之, 御奉公仕上ケ申候
"	" 亀ヶ池新田	"
"	" 上押荻新田	"
"	" 下押荻新田	"
"	" 馬ヶ地新田	"
"	" 子宝新田	"
"	" 東蛭新田	"
"	" 西蛭新田	"
"	" 鳥ヶ地新田	"
"	" 六条新田	"
"	" 坂中地新田	"
"	" 鮫ヶ地新田	"
"	" 小具足新田	"
"	" 荷之上古川新田	"
慶安 1	愛知郡小田井草野新田	山本平太夫様江申上, 敷金大分指上, 出来仕候
明暦 1	知多郡乙川新田	私取立, 出来仕候
3	濃州安八郡大牧新田	私取立, 出来仕候

表 2

上田	畝歩 913-24	上畠	畝歩 1407-10	屋敷	畝歩 1109-18	船頭給	畝歩 13-27
中田	3311-09	中畠	1759-04			杵守給	16-23
下田	4152-00	下畠	1867-13			之丞	38-00
深田	145-21	砂入畠	28-05			敷田	54-22
砂入田	127-27					宮原	152-20
						川池	139-21
計	8650-21		5062-02		1109-18	523-23	
惣計	15346-04						

表 3-1

反	人
100以上	2
40~50	3
30~40	2
20~30	3
15~20	4
10~15	8
5~10	17
1~5	32
1未満	19
計	90

但、田畠屋敷の合計による。

開発地主である吉兵衛が堤を築き用排水路を開鑿するなど基幹施設を設けたのであるが、これらの工事は、恐らく請負業者に施工させたのであろう。寛永期には、美

二

らの新田を表1に示してみた。すべての新田を吉兵衛自身で開発したのではないが、平島、鶴田須、杵掛、乙川、大牧、小田井の新田等の開発に資金を投入し、或は、自身で開発している。大牧の鬼頭家の家紋は、土を運ぶ畚である。まさに開発事業家ともいべき鬼頭家を象徴している。

鬼頭家は、吉兵衛景義の曾祖父義直の代には織田信雄に仕え尾濃に所領を有していた武士で、その後浪人して尾張の愛知郡八田村に土着したと伝える。大牧新田の開発に当初反対していた美濃の郡代岡田善政の家も信雄に仕えた織田旧臣であったが、そうした旧縁はともかく、尾張藩主および竹腰山城守の援助を受けた吉兵衛であったからこそ、反対していた岡田善政や福束輪中地域の村から、開発の了解を得ることができたのであろう。

表 3-2

	田	畠	屋敷	計	深田	砂入田	砂入畠	川原	砂入川原	江川	境外池	惣計	備考
1	3841-04 畝歩	2330-18 畝歩	355-16 畝歩	6520-08 畝歩	67-08 畝歩	127-27 畝歩	23-22 畝歩	37-02 畝歩	92-09 畝歩	130-15 畝歩	38-00 畝歩	7043-01 畝歩	尾州柳安 賀村
2	550-03 畝歩	504-19 畝歩	47-03 畝歩	1101-25 畝歩	3-26 畝歩				1-24 畝歩			1105-21 畝歩	
3	296-03 畝歩	165-16 畝歩	33-16 畝歩	495-05 畝歩	20-02 畝歩							517-01 畝歩	
4	309-26 畝歩	98-18 畝歩	52-27 畝歩	461-11 畝歩								461-11 畝歩	
5	255-21 畝歩	124-28 畝歩	38-11 畝歩	419-00 畝歩						9-06 畝歩		435-26 畝歩	
6	211-22 畝歩	150-22 畝歩	21-05 畝歩	383-19 畝歩			4-13 畝歩					388-02 畝歩	名古屋
7	224-27 畝歩	117-10 畝歩	26-28 畝歩	369-05 畝歩								387-05 畝歩	
8	171-03 畝歩	75-15 畝歩	17-27 畝歩	264-15 畝歩								264-15 畝歩	
9	160-07 畝歩	81-29 畝歩	2-20 畝歩	244-26 畝歩	13-10 畝歩							258-06 畝歩	
10	123-19 畝歩	107-29 畝歩	9-28 畝歩	241-16 畝歩	3-00 畝歩							244-16 畝歩	
11	157-05 畝歩	42-19 畝歩	11-15 畝歩	211-09 畝歩								211-09 畝歩	名古屋
12	94-07 畝歩	78-06 畝歩	19-08 畝歩	191-21 畝歩	28 畝歩							192-19 畝歩	名古屋
13	108-26 畝歩	68-16 畝歩	6-29 畝歩	184-11 畝歩				3-04 畝歩	2-10 畝歩			189-25 畝歩	
14	115-20 畝歩	25-27 畝歩	23-28 畝歩	165-15 畝歩								165-15 畝歩	
15	99-06 畝歩	20-26 畝歩	32-20 畝歩	152-22 畝歩	2-00 畝歩							154-22 畝歩	
16	81-04 畝歩	62-10 畝歩	4-04 畝歩	147-18 畝歩								147-18 畝歩	標古地新 田
17	111-01 畝歩	2-27 畝歩		113-28 畝歩	12-04 畝歩			8-00 畝歩				134-02 畝歩	高柳村
18	61-12 畝歩	67-23 畝歩		129-05 畝歩								129-05 畝歩	
19	72-00 畝歩	38-19 畝歩	5-04 畝歩	115-23 畝歩								115-23 畝歩	
20	56-21 畝歩	58-23 畝歩		115-14 畝歩								115-14 畝歩	
21	73-25 畝歩	40-13 畝歩		114-08 畝歩								114-08 畝歩	
22	62-04 畝歩	40-27 畝歩	4-20 畝歩	107-21 畝歩				1-24 畝歩	1-06 畝歩			110-21 畝歩	

其
考
按

23	惣右衛門	57-00	37-14	11-00	105-14					105-14	
24	八門	76-11	8-25	13-26	99-02					99-02	
25	次左衛門	35-18	51-29	5-24	93-11					93-11	
26	善四郎	58-03	31-23		89-26					89-26	今尾村
27	伊左衛門	70-18	12-22	5-10	88-20					88-20	
28	金三郎	42-11	25-01	18-19	86-01					86-01	
29	金左衛門	29-16	38-00	12-03	79-19					79-19	
30	次郎	37-25	35-11	3-11	76-17					76-17	
31	太郎右衛門	27-11	35-22	7-26	70-29					70-29	
32	四郎三郎	32-29	35-29		68-28					68-28	
33	勘平	54-09	8-14	3-26	66-19					66-19	
34	十兵衛	34-00	22-04	7-00	63-04					63-04	喜兵衛
35	孫大兵衛	41-12	14-12	4-08	59-24					59-24	
36	善大兵衛	31-23	14-25	13-03	59-21					59-21	名古屋
37	善大兵衛	25-06	20-04	14-07	59-17					59-17	
38	理左衛門	31-28	22-16	4-24	59-08					59-08	
39	作左衛門	37-15	17-06	9-10	54-21					54-21	
40	七左衛門	18-11	42-04	21-24	51-14					51-14	
41	七左衛門	27-09	9-04		49-03					49-03	
42	八郎右衛門	39-00	4-09		48-04					48-04	
43	八郎右衛門	41-25	17-18	14-20	46-04	1-17				47-21	
44	八郎右衛門	12-15	8-11		44-23					44-23	
45	德吉	29-03	13-12	7-19	37-14					37-14	今尾村
46	吉左衛門	16-07	6-16	5-19	37-08					37-08	
47	六郎兵衛	23-17			35-22					35-22	

(一) 和名姓の姓字中

	田	畠	屋敷	計	深田	砂入田	砂入畠	川原	砂入川原	江川	堤外池	總計	備考
48	畝歩 28-09	畝歩 6-11	畝歩 13-00	畝歩 34-20								畝歩 34-20	
49	小四兵衛門			34-15								34-15	
50	清左衛門	5-10	8-23	32-28								32-18	今尾村カ
51	伝四郎	10-12		32-00								32-00	
52	伝左衛門	24-29		29-03								29-03	
53	長次郎	28-19		28-19								28-19	
54	七郎左衛門	9-11		26-22								26-22	
55	三右衛門	3-09	7-09	23-08								23-08	
56	次右衛門	5-06		22-19								22-19	
57	太左衛門	10-23	21-06	21-06								21-06	
58	伝右衛門	6-17	3-17	20-27								20-27	
59	六右衛門	1-00		20-13								20-13	
60	佐右衛門	2-05		20-07								20-07	
61	平左衛門	3-20	4-04	16-04								16-04	
62	徳左衛門		15-15	15-15								15-15	
63	武兵衛	4-21	5-09	15-10								15-10	
64	真光寺		13-06	13-06								13-06	新古地新田
65	庄三郎		14-07	14-07								14-07	
66	半兵衛		4-00	13-29								13-29	
67	六左衛門	2-10	10-12	12-22								12-22	
68	三右衛門	1-12		12-10								12-10	
69	三弥次	6-05	5-16	11-21								11-21	
70	助	2-13	8-20	11-03								11-03	

71	久	郎	5-07	5-16	10-21	10-21	10-21	10-21
72	三	郎			10-18	10-18	10-18	10-18
73	三	郎			10-01	10-01	10-01	10-01
74	三	郎	4-03		5-08	9-11	9-11	9-11
75	長	助		9-09	9-09	9-09	9-09	9-09
76	次	兵			8-24	8-24	8-24	8-24
77	吉	助	4-15	4-08	8-24	8-23	8-23	8-23
78	庄	茂			8-21	8-21	8-21	8-21
79	四	郎		8-19	8-15	8-15	8-19	8-19
80	次	郎	3-29	4-01	8-00	8-00	8-00	8-00
81	三	郎	3-14		4-14	7-28	7-28	7-28
82	市	助			7-28	7-28	7-28	7-28
83	潜	夫	7-20		7-20	7-20	7-20	7-20
84	人	夫			7-18	7-18	7-18	7-18
85	五	郎		7-14	7-14	7-14	7-14	7-14
86	金	郎	1-04	3-24	6-29	6-29	6-29	6-29
87	金	郎			2-00	6-28	6-28	6-28
88	彦	夫			6-18	6-18	6-18	6-18
89	庄	夫			5-12	5-12	5-12	5-12
90	勘	夫			5-05	5-05	5-05	5-05
91	惣	三		4-20	4-20	4-20	4-20	4-20
92	忠	郎			4-09	4-09	4-09	4-09

濃の国役普請など木曾・長良・揖斐川の普請に丁場を請負う業者がみられるからである。その労働力にはこの新田の開田に従事し入植した農民も加わっていたと思われる。

それでは、新田の農民について検討するため、寛文十二年の新田検地帳の名請人⁽⁵⁾について取りあげてみる。大牧新田の耕地の構成は表2のとおりである。田地は、上田、中田、下田、深田、砂入田があり、畠地は、上畠、中畠、下畠、砂入畠、ほかに除地として、船頭給の中畠、執守給の下田、下畠、宮田の下田、下畠があった。耕地のほかに川原、江川、池の不納所地もみられる。除地を除く耕地一四八町余のうち、田地が六割近く、畠地が三割余、屋敷地が一割未満という構成である。

名請人は表3に示したように、寺院を除いて九〇人を数え、田畠屋敷地の地積一〇町歩以上二人、二町歩以上五町歩未満八人、一町歩以上二町歩未満二人、一町歩未満六八人である。一町歩未満の名請人が七七%を占め、ことに五反歩未満では五一人、三反歩未満では四〇人と、零細規模の名請人が全名請人の半ばに及んでいる。

開発地主の吉兵衛は、田畠屋敷六五町二反六畝八歩を名請し、ほかに、深田、砂入田、砂入畠の耕地と、川原、砂入川原、江川、堤外池を有している。三町五反五畝一六歩に達する屋敷地は五四筆である。吉兵衛の子吉之丞屋敷三反八畝は除地となっており、それが鬼頭家の屋敷であったと考えられる。吉兵衛は本貫地尾張と大牧を往来していたのである。

吉兵衛に次いで名請地の多い善左衛門は尾張中島郡荊安賀村の関戸善左衛門である。「大牧新田入百姓之内頭百姓」なる記録によれば、「御新田開起仕候節、善左衛門義、兵内小家江籠越、手伝等仕候」ものであった。

永代ニ相渡シ中田畠一札之事

一 田畠メ拾三町五畝拾八歩

此入用金百九拾五兩三分 銀五匁九分四厘

但壹反ニ付壹兩貳分宛

右高は、濃州安八郡大牧新田拙者取立申ニ付而、田畠如此其方永代引得ニ相渡シ申所実正也、御年貢御役等之義は不及申ニ、諸入用共輪中並ニ御納所可被成候、若右之田地ニ付、以来何方より何角申分御座候は、罷出急度埒明可申候、其方五六ヶ敷儀共懸ケ中間敷候、為後日、永代状仍如件、

寛文元年丑ノ十月八日

鬼頭兵内

刈安賀村

関戸善左衛門殿

善左衛門は、この証文のように吉兵衛から一九五兩余で一三町余の田畠屋敷地を得ている。吉兵衛の工事小屋に出で開発の手伝をした報償としては三〇兩を受け取った。しかし、その間、吉兵衛との話し合いが進まなかったらしく、善左衛門が、「数年無合点故、御年貢未進、堤入用金之滞御無沙汰」をしていた。吉兵衛は、その滞納金相当の土地三町九反六畝余を善左衛門から取りあげた。兩人の紛争は、今尾村の常栄寺や伝左衛門の仲介によって解決され、善左衛門は滞納金を納め、吉兵衛から土地の返付をうけ、手伝の見返りとして三〇兩を得ることができた。ここに改めて、兩者の間にこのような証文が交わされたのである。善左衛門の名請地は、深田を含めて一一町五畝二二歩である。証文の地積より二町歩少ないが、詳細は明らかでない。屋敷地は四反七畝三步、一二筆であるけれども、元禄二年十二月、鬼頭兵内から三三兩余を一か年期限で借用し土地三町歩を書入れた折、刈安賀村善左衛門と記しているの、善左衛門はその後も大牧に移り住んではないことが知られる。のちに、分家が入ったようで、庄兵衛家として続いている。

新田検地帳には、善左衛門が尾州新安賀村の者であるという記載はない。名請人が、大牧新田に入植し屋敷を構えて居住する村民であるのかどうか、検地帳ではわからない。諸史料から他に本貨を有するとわかる名請人の主なものをあげれば、三町八反三畝余の作十郎は、名古屋の村瀬作十郎、二町一反一畝九歩の兵右衛門も名古屋の森兵右衛門、五反九畝二二歩の善兵衛も名古屋七日町の三谷善兵衛である。なお、善兵衛は寛文十年六反歩を売却しており、寛文八年名古屋の孫兵衛は五町歩を売却していた。このような名古屋の不在地主も小規模ながら土地を入手していた。彼等は或は大牧新田にのみ土地を入手していたのではないであらう。一町四反七畝一八歩の三郎左衛門は、隣村根古地新田を開発して入り庄屋となっていた後藤三郎左衛門である。山県郡三輪にあって、美濃蔵入地代官の下代官であった土豪後藤内蔵、権左衛門の一族である。

四町一反九畝（深田・江川を含む四町三反五畝二六歩）を名請している庄五郎は、足立庄五郎で、今尾町の町人であった。吉兵衛が今尾の役所へ新田開発の訴願をする折に宿泊していたところで、「御新田開起仕候而、尾州中嶋新田より罷越候節、今尾町之宿而御座候、右之由緒而、忝、祖父又四郎、後改名仕所右衛門と申候住居仕、庄屋役相勤候とと、大牧に祖父又四郎、忝ともども入植し、庄五郎が庄屋を勤めたのである（のちの元右衛門家）。又四郎は四町九反五畝五歩（深田等を含む五町一反七畝一步）を名請して、名請高第三位である。又四郎、庄五郎の足立家は一〇町歩を超える。名請高四位四町六反余の彦次郎は浪人者であった。その子市之右衛門の子孫は絶え、市之右衛門の甥岩崎友右衛門が江戸表の竹腰家御屋敷に奉公していた。浪人も開田に参加していたことが知られる。

吉兵衛の譜代も、大牧の開田に従事し、その一人である十兵衛は、六反三畝四歩を名請している。十兵衛は、「尾州中嶋新田より大牧御新田開起之節罷越申候、忝、親十兵衛、其後組頭役相勤申候、当十兵衛迄三代共、兵内譜代之家来而御座候得共、村方之役儀相勤申候と」というように吉兵衛・兵内の譜代で、吉兵衛の開発事業に従事し、尾張の

中嶋新田に入っていたが、大牧の開田によって大牧に入植し、組頭を勤めたのである。このような吉兵衛の譜代は、「但、其外前方兵内家来被官者共^二而も、村方之組頭役相勤申候⁽⁹⁾」と記されているように、十兵衛のほかにも何人かいて、組頭を勤めたりした。吉兵衛は、「自然、御用之砌、前々御新田へ入置家来百姓召連、乍憚、御馬之沓をも致持参、御供仕候由、子孫迄之規模ニも可被成と奉存⁽¹⁰⁾」と子孫に書き残している。

この新田校地帳には、高柳新田の三十郎にのみ入作の記載がある。三十郎はもう一人いるので区別するために記載したのである。ほかに入作の記載がないので、大牧に入植して本貫を持つようになった者は何人いるのか、誰であるのか明確ではないが、近隣村からの入作も相応にいたことを考慮しても、零細名請人もかなり入植したものと考えられる。近隣村から入った者であろう。いずれにしても彼等零細名請人も、善左衛門のように、堤入用金一反に付一兩二分を吉兵衛に納入しなければならない。彼等は堤、用排水路など基幹施設工事の労働力として働き、その労賃を入用金納入にあてたと思われる。

以上、大牧新田には、開発地主である吉兵衛を最大の地主として、他に、尾張の荻安賀村の関戸善左衛門、名古屋の村瀬作十郎等の不在地主、隣村根古地新田を開発して入植していた後藤三郎左衛門、揖斐川対岸の今尾町から入った庄屋となった足立庄五郎、浪人彦次郎などが土地を有していた。多くの農民は漸く零細な土地を得て入植した。近隣村からの入作もかなりいた。開発地主である吉兵衛の勢威は圧倒的なものであり、庄屋の庄五郎を万事指図し、譜代の家来十兵衛などに土地を持たせ組頭として用いていたのである。

三

大牧新田の開発が終つて間もない延宝から元禄年間にかけて、村内には大きな変化がみられた。土地の質入質流、売買による異動がかなり激しい。表4に示したとおりである。延宝七年の次のような証文がある。

請取申金子之實

一 小判六百兩ハ

先年郷借シ金之分、(延宝四)辰暮元金我等預リ分也、

此利金九拾兩ハ巳之年分、

但、年ニ一割半宛懸ル、

二 口メ六百九拾兩

(延宝六)午之暮元金ニ成ル、

此利金百三兩貳分

同午之年分、但、一割半宛、

合七百九拾三兩貳分

午ノ暮我等方より出分、但、先年郷かし金元利共ニ、只今田地代金請取分ニ指次、

外ニ

一 小判百兩ハ

午ノ十二月五日ニ請取、

一 小判百兩ハ

午ノ十二月廿七日ニ請取、

一 小判百五拾兩ハ

(延宝七)未ノ正月廿一日ニ請取、

一 小判五拾兩ハ

未ノ二月六日ニ請取、

一 小判五拾四兩貳分ハ

未ノ二月廿六日 請取、

金子都合千貳百四拾八兩

請取金

右は、濃州安八郡大牧新田我等扣之田畑反數五拾貳町歩、其方永代之御扣ニ相渡シ申ニ付、堤入用金如此、度々ニ不
 殘請取、指引相濟、永代之証文別紙ニ遺し申候、為後日、金子請取手形仍如件、

延宝七年

瓜州熱田新田

鬼頭吉兵衛

未ノ二月廿六日

同 兵 内

伊藤七大夫殿

吉兵衛・兵内(吉之丞)父子が大牧新田の南石津郡中嶋村の伊藤七大夫(兵内の義父)に、一二四八兩で田畑五二町を
 永代に渡しているのである。延宝四年六〇〇兩の借金は、翌々延宝六年には元利とともに七九三兩二分に増えて、吉
 兵衛は返済ができず、年の暮に二〇〇兩、翌七年正月、二月に二五四兩二分を請取って、田畑を手渡した。この借金
 は、領主竹腰家からの拝借金返済の一部にあてたものか、堤の修復、或は、年貢納入のために借用したものか、名古
 屋或は桑名の米相場に失敗したものか、不詳であるが、五二町歩を失えば、残る土地は一三町余、深田等を含めて新
 田内では一八町余にしか過ぎない。七大夫は、遡って寛文八年には、名古屋の孫兵衛から一一五兩で五町歩、寛文十
 年名古屋七日町三谷善兵衛から二〇兩で六反歩、延宝二年大牧新田の平左衛門から二〇兩一分銀三匁で一反六畝四歩
 を買得しており、吉兵衛から入手した土地とともに五七町七反六畝四歩の大地主となった。七大夫は大牧新田におい
 て土地を集積していたのである。

一方、五二町歩を失った吉兵衛・兵内は、零細な土地を買い集めている。検地以後、延宝二年八左衛門から屋敷五
 畝一步を取得したのをはじめ、元禄一六年までの間に、史料上知り得るもので五〇件一四町九反二畝八歩の土地を買
 得している。そのなかには、天和二年一町二反六畝一步、元禄八年五畝一八歩を根古地新田の後藤三郎左衛門から

表4

資料

年 月	売	主	買	主	地 積	高 合	価 格
1 万治2. 2	中嶋新田	平	刈安賀村	夫	200-00	石 合	30兩
2 寛文1.10	内鬼頭吉兵衛	平	米蔵市左衛門	内	1305-18		195兩3分 銀5匁9分4厘
3 4. 4	名古屋 聖取田才兵衛	子	杉崎頭又兵衛	内	301-23		60兩
4 4.12	名古屋 孫取田才兵衛	子	鬼藤七太夫	内	300-00		1 卍年11兩宛 (年貢私徳)
5 8.11	名古屋 三谷善兵衛	子	伊藤七太夫	内	500-00		115兩
6 10.12	今尾村 八平衛門	郎	伊甚	七	60-00		20兩
7 延宝2. 2	大 牧 六平衛門	門	鬼頭吉法	之丞	23-25		6兩
8 2. 2	大 牧 八平衛門	門	清伊藤七太	之丞	5-01		6兩1分 錢819文
9 2. 4	大 牧 六平衛門	門	伊藤吉法	之丞	544-00		60兩
10 2. 7	大 牧 六平衛門	門	伊藤吉法	之丞	16-04		20兩1分 銀3匁
11 3. 2	大 牧 六平衛門	門	酒井三郎之丞	之丞	8-03		(未進分)
12 3.12	大 牧 六平衛門	門	鬼頭吉兵衛	之丞	11-22	1.298	5兩
13 3.12	大 牧 六平衛門	門	鬼頭吉兵衛	之丞	15-15		21兩1分 銀13匁5分
14 5. 3	大 牧 六平衛門	門	鬼頭吉兵衛	之丞	13-29		8兩2分 錢420文
15 5. 3	大 牧 六平衛門	門	鬼頭吉兵衛	之丞	23-25		11兩2分 錢846文
16 5. 3	大 牧 六平衛門	門	鬼頭吉兵衛	之丞	8-24		10兩 錢1056文 (未進分)
17 5. 8	大 牧 六平衛門	門	鬼頭吉兵衛	之丞	253-15	29.147	105兩2分 銀6匁
18 6. 3	名古屋 村瀬作十郎	郎	大牧新田	内	330-17	35.856	127兩3分 銀3匁3分4厘
19 7. 1	大牧新田 加	平	大牧新田	内	65-05	7.029	15兩3分 銀7匁

20	7.12	今尾村	足立勘右衛門	鬼頭兵内	100-00	11.060	35両
21	7.12	今尾村	取田才兵衛門	鬼頭八兵内	252-10	28.526	100両
22	8.12	名古屋	森兵右衛門	鬼頭	4-06	.462	1両
23	8.12	大牧	六左衛門	"	12-22	1.551	6両1分
24	1.12	大牧新田	清左衛門	"	20-17	2.168	6両
25	2.2	根古地新田	後藤三郎左衛門	"	126-11	15.385	21両1分 銀7匁
26	3.1	今尾村	徳兵衛	"	5-00	.550	3分
27	1.12	大牧新田	善四郎	"	86-08	10.852	10両
28	1.12	大牧新田	珍左衛門	"	59-08	6.991	15両1分 銀10匁3分2厘
29	2.2	"	勘助, 助右衛門	"	73-03	8.983	34両2分 銀13匁2分
30	2.2	"	吉助, 助右衛門	"	26-26	2.886	7両 銀9分
31	2.2	"	助左衛門	"	9-03	1.073	2両1分 銀5匁4分
32	2.3	"	庄助	"	89-02	10.465	16両1分
33	2.12	元禄	惣右衛門	鬼頭兵内	7-06	.789	1両2分 銀6匁8分
34	3.12	"	惣右衛門	"	81-23	10.536	22両3分 銀8匁7分
35	4.12	堀口村	次左衛門	"	144-15	15.931	41両3分 銀11匁8厘
36	4.12	大牧新田	十兵衛	"	18-02	1.668	7両
37	5.2	"	吉助, 聖左衛門, 茂兵衛	"	48-16	5.253	15両 銀8匁4分
38	5.12	"	又右衛門	"	16-29	1.783	6両 銀13匁9分7厘6毛
39	6.12	"	孫七郎左衛門	"	5-08	.579	3両
40	6.12	"	武右衛門	"	66-05	6.580	22両2分
41	6.12	"	小右衛門	"	28-08	3.089	6両2分
42	6.12	"	"	"	41-07	4.545	15両

(一) 勘助新田の堀口村中

年 月	充	主	買	主	地 積	高	價	格
43	6.12	大牧新田	又	右 衛 門	鬼 頭 兵 內	步 3-24	石 .322	1 兩 1 分 銀 14 匁 8 分 7 厘 2 毛
44	7. 2	"	彌 消 孫 孫	右 右 衛 兵 衛 兵 太	"	12-12	1.488	10 兩
45	7.11	"	"	"	"	16-20	1.752	5 兩 1 分
46	7.11	今尾村	孫 孫	太	"	4-29	.603	2 兩 1 分 錢 30 文
47	8. 2	大牧新田	孫	夫 吉	"	27-11	3.180	12 兩
48	8. 5	根古地新田	後藤三郎	左衛門	"	5-18	.616	2 分 錢 630 文
49	8.11	馬目村	源	吉	"	19-07	2.190	9 兩 2 分
50	8.12	大牧新田	吉助, 理左衛門	門 吉	"	19-19	2.034	10 兩
51	8.12	"	文 孫 孫	右 右 衛 衛 門 門	"	6-16	.686	2 兩 3 分 銀 3 匁 5 分
52	8.12	大牧村	孫 孫	右 右 衛 衛 門 門	"	16-15	1.978	5 兩 2 分
53	9.12	大牧新田	孫 孫	右 右 衛 衛 門 門	"	38-28	4.564	17 兩
54	9.12	"	孫 孫	右 右 衛 衛 門 門	"	13-22	1.452	6 兩 1 分
55	10.12	"	又 惣	左 衛 門 七 衛	"	9-19	1.120	3 兩 2 分
56	10.12	"	又 惣	兵 衛	"	45-22	5.802	16 兩
57	11.12	"	"	"	"	8-21	1.044	5 兩
58	12. 2	"	善 彦	之 右 衛 門 七 門	"	15-09	1.936	11 兩 2 分
59	12. 2	"	"	"	"	48-14	6.034	20 兩 1 分 銀 11 匁 1 分 8 厘
60	12.12	"	"	"	"	4-20	.560	12 兩
61	12.12	"	"	"	"	16-12	1.944	4 兩 2 分
62	12.12	"	"	"	"	5-08	.632	3 兩 3 分
63	13.12	"	"	"	"	25-09	3.045	11 兩 2 分
64	16. 2	"	"	"	"	5-18	.680	7 兩 1 分

買得したような事例もあるが、殆どは零細な土地しか有さない農民から集めているのである。

このように開田後の延宝、元禄の頃は、吉兵衛父子から五二町歩を買得して最大の地主となった伊藤七大夫が出現し、一方、吉兵衛父子が土地の多くを失いつつも、なお零細農民から土地を買い集め、零細農民の多くは土地を喪失していくという状況であった。

不在地主である七大夫は、請作者に耕作させて小作料を収取する経営を行なつたに違いない。七大夫に土地屋敷を手渡した平左衛門は、寛文十二年の新田検地名請地のすべてを失っている。平左衛門が「貴殿より去ル未之年金子借用、又候酉之年田畠請作御年貢麥米未進⁽¹⁾」したので、その合計二〇兩一分銀三匁で七大夫が田畠屋敷を引きあげたのである。七大夫が先に入手していた新田を平左衛門のような零細農民に請作させていたことが知られる。

鬼頭家では、吉兵衛が尾張と往来していたが、その子吉之丞(兵内)が大牧に屋敷を構えていた。この屋敷が除地であったことは前に記したところである。では、兵内がどのような労働力をもって農業経営を行なっていたのであろうか。まず、元禄六年十二月の「酉之年家並宗門御改下書」によって、兵内の家族構成をみよう。兵内(五五歳)、女房(四一)、長男吉之丞(二六)、二男七十郎(二二)、長女ゆき(四)の五人と、下男二人、下女七人、計二十四人である。

下人は、三州碧海郡長瀬村の三太郎(三三)、尾州愛知郡中嶋新田の伝六(三三)、名古屋橋町の元助(二七)、尾州海東郡佐屋村の孫市(二五)、大牧新田の四郎左衛門(七一)、同三助(三三)、安八郡海松新田の彦八(四八)、同郡土倉村の八助(二八)、石津郡内記村の長助(二九)、同駒野村の権助(二六)、海西郡成戸村の三九郎(一七)、多芸郡下笠村の又七(三二)で、老年の四郎左衛門を除いて働きざかりである。下女は、安八郡今尾のうは(四三)、同ふし(二九)、多芸郡下笠村のさこ(四九)、同まん(二七)、同郡横屋村のかや(二四)、大牧新田のりん(一九)、同まま(二七)である。血縁家族は単婚小家族で、この時期の美濃における一般的な家族構成と同じであり、下人・下女の多くも年季奉公人で

あったと思われる。尾州中嶋新田出身の伝六は、譜代の下人らしく、年は若いが鉄頭であったと思われる。この下書も伝六が書いているなど事務処理も行なっている。兵内の屋敷は、一一間三間の萱家、七間半三間の萱座敷、二間半九尺の板屋取付、六間二間の萱家浦屋、八間二間半と一一間二間の萱長屋、三間九尺の萱門、五間二間の萱添屋、三間二間半の板家土蔵、六間三間の板家蔵からなる堂々たるものであった。

馬一頭を有し、これら下人・下女の労働力によって手作地を耕作させていた。手作地の規模がどれほどであったのか不明であるが、かなりの土地を請作に出していた。元禄十三年、下人伝六が算用した「辰之年小作方年貢米代金納葭山売買金其外万請取金之覚」によれば、この年の小作方の年貢米代は七二兩一分錢二六五文であった。一〇五兩余の収益のうち、小作料が七二兩余を占めているのである。

こうした小作料を受け取り、その他の収益を受け取って算用し、兵内に提出しているのは下人の伝六である。元禄の頃には、下人の伝六が鬼頭家の番頭として、手作地の鉄頭として用いられていたのである。先にみたように、鬼頭家には十兵衛のような譜代の家来がいたが、彼等は土地を有し組頭を勤めるなど自立化しており、鬼頭家と従属関係にはありながらも、その農業経営の主たる労働力とはなっていない。元禄四年、十兵衛は一反八畝二歩（検地名請高六反三畝四歩）を七兩で兵内に売り渡して、零細化しているので、兵内の土地などを請作していると思われるが、兵内に土地を売却したという事実からも、その自立化が首肯できよう。

鬼頭家の小作人となったのは、大牧新田の零細農民であったことはいうまでもない。延宝二年、兵内に屋敷五畝一歩（名請高屋敷七畝一八歩）を売った八左衛門は、「貴殿田畑数年請作仕候所、御年貢未進去ル亥之年分米式石四斗四升三合、去年丑ノ御年貢米四石五斗壹升八合、二口合六石九斗六升壹合」の未進となり、一兩一石八升替の六兩一分錢八一九文で、屋敷・屋敷地、道具一切を売渡している。なお、屋敷にかかる年貢を、兄の高柳新田伊藤三十郎の土地

に負わせる負高の処置をとらされている。徳左衛門は、翌延宝三年、「貴殿田畑数年請作仕、御年貢、野麦、酉ノ年より当卯之年迄未進⁽¹³⁾」したため、根古地新田の後藤三郎左衛門から借金したものの返弁できず、屋敷一反五畝一五歩(全名請地)を二一兩一分銀一三匁五分で兵内に渡している。三郎兵衛も年々兵内の田畑を請作してきたが、延宝二年、年貢米一一石二六合の内六石六斗を納入したものの、四石六二六合の未進、利米一石三八八合の計六石〇一四合の代金六兩三分、錢一一七九文を滞納し、在所である揖斐川対岸の脇野村へ引込んだ。脇野村に有する土地をも売ったが、なお二兩一分余の不足で、勘弁方を嘆願した。兵内は大牧に馬屋小屋一軒を与えて請作を続けさせようとしたが、三郎兵衛は未進分を納めることができず、延宝四年には在所へ戻ってしまった。屋敷三軒と家舟も手渡し失っている。

以上のように、鬼頭家の土豪的性格も次第に薄れつつあった。譜代の家来も自立化し、血縁家族は単婚の小家族で、年季奉公人と思われる下人・下女を抱えて手作地を耕し、零細農民を小作として地主経営を行っていた。鬼頭家等の小作となっていた零細農民の農業生産は極めて不安定で、彼等は小作米未進も多く、零細な土地をも喪失して水呑化しつつあった。かつては遊水地であった所を開田しただけに水の被害も受けやすく、農業生産も不安定であった。鬼頭家も地主経営を順調に進めることが困難で大半の土地を失ったが、零細農民の狭小な土地を集めながら幾分の失地回復をはかっていた。

四

田畠の肥料、牛馬飼料、屋根葺き材、燃料として農民の生活、農業を支える重要な草、葎、柳を採取する草野、葎

野、江川などのはどのようになっていたのであろうか。大牧新田開發の定書請書⁽¹⁴⁾第四条に、「堤外之野之分、不殘被為仰付候ニ付、草野御年貢之儀は、御定之通御檢地次第ニ指上ケ可申候」、第五条に、「大牧御新田野之分不殘被仰付候上ハ、御定之御年貢ハ年々御勘定次第指上ケ可申候」とある。吉兵衛は、開田中は草野年貢二一〇石余を負担していた。大牧村本高一八石八九五合に相当する堤外地として、揖斐川対岸今尾の大川端から根古地、小坪、高柳、釜之段境までの支配を許され、開田後は、堤、井桁道、江敷など禿地の支配も認められた。寛文九年大牧村年貢免状によれば、大牧村分に、兵内が畑一町七反九畝二九步、葭野二町一反一畝二五步、草野一〇町五反四畝一四步、兵内の弟十郎右衛門が、畑五町二反三畝二三步を有している。元禄十二年の大牧新田免状には、兵内扣の葭野二町五反五畝一步、草野一三町五反三畝一步、柳原四反三歩、池川原四町七畝二〇歩がみえる。「大牧御新田覚書」に、「大牧御新田兵内開起仕候ニ付、所々より相望參申候入御百姓^五、御堤内之地面ニ而は相渡候得共、川並起畑、葭野、柳原等不殘御年貢差上、兵内引得來り申候」と記しており、揖斐川堤外地についても、「大牧御新田西いと之割、江川、池、明曆年中野跡ニ而被下置候より、兵内引得來り申候」ともある。

寛文二年、多芸郡高田村の長五郎、源三良の兩人が「釜之段古堤草場ノ年々切御請申ニ付御年貢米納⁽¹⁵⁾めており、同六年には、同村の左五右衛門、清介が次のような証文を入れて、草苜の権利を買っている。

御請申釜之段古堤草場之事

合米三石は

但納引起

右、是ハ釜之段古堤草場代米如此相定、御請申所実正也、来々霜月中ニ右之御年貢米少も無滯急度御納所可申候、草場之儀、堤内外敷地通、其外御新田輪中ニて少も草かり取申間敷候、何にても御指図次第ニ違背申間敷候、若相違之儀御座候は、我々ニ御かゝり可被成候、一言之子細申間敷候、何様ニも御意次第埒明可申候、為後日、手形仍如件、

寛文六年

午ノ四月五日

鬼頭兵内殿

高田村

左五右衛門^印

同

清 介^印

今尾村

肝煎徳兵衛^印

これは兵内が釜之段古堤の草場を有していたこと、兵内は草場の草荊を他村の者にも売り渡していたことを示している。池、江川についても同様で、漁獲の権利を売却している。

西江川御請申一札之事

一北は根古地九郎右衛門前より、南はかノ割道迄、西江川かめか池あら切共不残、代金壹兩貳分錢四百七拾五文ニ相究、未ノ十一月八日よりさるノ三月朔日切^(甲)、御請申所実正なり、但れい年ノこと^(例)く御手前よりあみ^(替)しやう宛御入可被成候、右之金子は只今相渡申候、為後日、一札仍而如件、

寛文七年

未ノ十一月八日

駒野村

仁 太 夫^印

右平新田

弥 兵 衛^印

大牧新田

鬼頭吉之丞殿

これは、新田中堤の外にある江川、池においてのものであるが、そのほか揖斐川ぞい大堤の堤外の池などでの漁獲の権利を大牧新田の貳右衛門、松右衛門が延宝八年に買請けており、大牧新田の農民も池、江川を勝手に用益することはできなかったのである。兵内は漁獲の権利を売却した池、江川においても、網を入れる権利を留保しており、相

当の漁獲をあげていたと思われる。元禄十三年の「小作方年貢米代金納葭山売買金其外万請取金之覚」に、同年の葭山売代金二五兩一分錢三一五文の収益があったことが記され、「御蔵入東堤草売代金当村手前組頭四人より請取」分として金二分、「大垣分釜之段古堤草売代金根古地村勘次郎より請取」分として金二分の収益もみられる。草場などを買った者が、その分の年貢米と兵内に対する草代を負担したのである。

確かに鬼頭家が「大牧御新田池川井江筋共ニ空地は、兵内ニ被下置候ニ付、其年々運上ニ仕、魚を所々⁽¹⁶⁾売」り、草野、葭野、柳原、江川、池などを支配していて、大牧新田の農民は勝手に用益することは許されなかったのである。ただし、吉兵衛がこの新田を開く以前に、揖斐川左岸福岡村が草場を用益していたので、その用益地は残されていたようである。時代は下るが、享保二十一年四月の「覚」に、福岡村庄屋兵右衛門、組頭左五右衛門、忠蔵が、草野起九畝歩に「新江御立被成候ニ付」代金一兩三分を新田の庄屋元右衛門から受け取ったことが記されている。

ここで留意したいのは、元禄十三年に東堤草場を大牧新田の組頭四人が買取っていたことである。これは新田の農民が共同でその草場を用益していたことを示してくれる。また、福岡村に対し新田の庄屋が新江堀の潰地九畝歩の代金を支払ったことである。この新江堀が兵内の手になるものではなく、大牧新田村として普請したことが知られる。開発地主としての特権が次第に弱くなりつつあるのではないかと思われる。

事実、元禄九年二月、古村大牧村(北畑)の庄屋弥五兵衛等が願ひ出て、揖斐川ぞい堤外の川並古起荒地分の一部、お宮様屋敷より東川べり河原古起、村の北東丑寅の角までを北畑の進退場として認められることになった。この地も、「堤外川並古起之外荒地之分」、新田分^(兵内)而先年より貴殿御引得、支配ニ紛無御座候⁽¹⁷⁾」ところであった。兵内はこの地の除地二〇町歩を北畑に渡さなければならなかった。この地は間もなく宝永元年の川並御取払普請の対象となり、水行障害地として取り払われ、北畑の農民は新田の囲堤の上に屋敷を移すことを許されている。

鬼頭家も大牧新田に入って三代目となると、開発地主としての勢威も弱くなってきた。二代目兵内(吉之丞)の生存中は、「新田開起之節より先形を以取扱候故、村中之者庄屋初、指図ニ随ひ申候得共」、兵内が宝永七年七六歳で死亡し、七十郎(兵内)が家督を継ぐと、「幼少より病身ニ而御座候故、諸事を村方之儀共、庄屋ニまかせ、村方之儀庄屋心儘ニ取扱」うようになつた。「村内ニ而は心得違之儀も出来」するようになり、「開起主と入百姓とハ、各別ニ御座候処、此節より庄屋心儘ニ御堤江筋等ニ至迄取計ひ、大牧北大川堤畔は兵内引得之霞野ニ而、御普請腹付等、右霞野之上ニ仕候故、右霞野御堤腹ニはへ上り申候分、御堤之内と申名目ニ而、庄屋心儘ニ茹取、水田・明松と名付用申候」といふように、兵内扣霞野での堤腹付御普請を機に、その堤に生え上がった霞を茹取つて村方の水防用を使用するなど、霞野・堤についても村方が進退を拡大していた。鬼頭家の新田における諸特権が村内の農民によって切り崩されつつあった。農民は、兵内の草場を村として買請け共同で用益したり、兵内の特権を切り崩しながら進退の拡大をはかり、村共同体(村落共同体)の結束を固めて、極めて不安定な新田における村落生活、農業生産の安定化を実現しようとしているのである。

おわりに

以上、多芸輪中の形成が始まる近世初期に開発された大牧新田の構造についてみてきたのであるが、史料制約のため不明な点が多いものの、その幾分かを知ることができた。

大牧新田は、鬼頭吉兵衛に開田された土豪開発新田であった。吉兵衛は多額の資金を投入して堤防、用排水路など基幹施設を築き、新田の半ば近い田畠と、耕地化できない池、川原、草柳原など広大な土地を有し、庄屋・組頭など

の村役人をも従えて、圧倒的な勢威を保持していた。開田に従事させた譜代の家来には土地を持たせて自立化させ、土地の多くは請作に出して地主経営を行なった。池、川原、草柳原などを農民が勝手に用益することを許さず、その用益を他村民等に売って収益をあげていた。

このような開発地主のほかに、開田に協力した尾張菊安賀村の関戸善左衛門をはじめ、名古屋などの不在地主が土地を有し、これも請作に出して経営していた。近隣村からの入作もかなりいたと思われるが、この新田に入植した農民の多くは、狭小な土地を漸くにして入手し得た零細な農民で、開発地主や不在地主の土地の請作者となった。生活や農業に欠かせない池・川原・草柳原を勝手に用益できなかった彼等が、吉兵衛の強い支配下に置かれたであろうことは容易に推察される。

しかし、開田後間もない延宝頃から鬼頭家の勢威も弱化する様子がみられるようになる。吉兵衛・兵内父子は経営が順調に進まず田畠の大半を手放し、新田最大の地主として中嶋村の伊藤七大夫が出現した。この不在地主はそれ以前に土地を集積し始めており、土地は請作に出して経営した。鬼頭家の村民に対する勢威が大きくゆらいだことはいりまでもない。兵内は失地を回復すべく、零細な土地を集積し続けたが、以前のような大地主にはなることも出来ず、一方、土地を失って水呑化する農民が増加したが、村民は兵内に対する姿勢を変えつつあった。兵内の有する草野の用益を村として買得し、共同で用益を始めていた。さらには、村民が勝手に用益したり、庄屋も兵内の指図に従わなくなってきた。ことに、開発地主の三代目兵内の時代には、それが歴然となっていた。かつて開発地主が築きあげた堤は開田後領主の管理下に置かれ、開発地主が個人的にそれに関与することはなくなった。行政単位である村が、領主の管理下、基幹施設に関与するようになってきた。開発地主家の勢威が低下し、一方では、村民が力を伸ばして、開発地主家の特権を浸食し、村共同体（村落共同体）の結束を固めて、不安定な村民の生活、農業生産の安定化

をはかろうとしていたのである。

注

- (1) 北島正元氏編『幕藩制国家成立過程の研究』(吉川弘文館)所収。
- (2) 岐阜県南濃町駒野、鬼頭時義氏所蔵。以下、特に注記しない限り、同氏所蔵の史料による。
- (3) 「大牧御新田覚書」
- (4) 「鬼頭家開墾事業開発記録」(小野武夫氏編『日本農民史料聚粹』第九卷所収)および鬼頭家文書。
- (5) 寛文拾弍手年五月十五日「濃州安八郡大牧新田検地帳」(いーかノ割一四冊)
- (6) 「大牧御新田覚書」
- (7) 注(6)に同じ。
- (8) 注(6)に同じ。
- (9) 注(6)に同じ。
- (10) 注(4)に同じ。
- (11) 「永代ニ相渡シ申屋敷田地之事」
- (12) 「永代ニ相渡シ申屋敷地之事」
- (13) 「永代ニ相渡シ申屋敷地之事」
- (14) 注(2)に同じ。
- (15) 「請負申一札之事」
- (16) 注(6)に同じ。
- (17) 「永代ニ申請候川原之事」
- (18) 注(6)に同じ。

〔追記〕 小稿は先稿とあわせて、五一年度文部省科学研究費の交付を受けた「輪中村落の史的研究」の研究成果の一部である。